

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	下松市 集R05-13	下松市 町村(乙) 経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)	(名称) 下松市長 國井 益雄 (氏名又は名称)	(所在地) 山口県下松市大手町三丁目3番3号 (住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					
番号	所 在	地番	林小班	面積 ha	
			地目	現況 樹種	
				現況 林齡	
				経営管理権 の始期	
				経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	
				公告の日から	
1	下松市大字来巻 字岸迫	10257-1	60-208-0	山林 0.9322 ヒノキ (ヒノキ)	47 経営管理権を 設定した日を 含む年度の翌 年度の初日か ら起算して10 年を超過する 日まで (2034.3.31)

備考
乙が甲にDを
支払うべき時
期、相手方及
び方法

別添3参照

木材の販売による収益から伐採等に
要する経費を控除してなお利益があ
る場合において甲に支払われるべき
金銭(D)の額の算定方法

別添2参照

経営管理権に基づいて
行われる経営容(C)

別添1参照

経営管理権を
設定した日を
含む年度の翌
年度の初日か
ら起算して10
年を超過する
日まで
(2034.3.31)

別添3参照

経営管理権は別添
図面のと
おり

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己的財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行り義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に経営管理実施権配分計画について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権注注意務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定められた報告収取の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他的事由により当該森林に係る部分を取り消すことは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が設定されたときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができるところとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき。
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき。
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	○ 経営管理実施権は設定しない。	
下松市大字来巻字伴迫	10257-1	60-208-0	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
			○ 間伐の実施による木材の搬出及び販売は原則行わない。	
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
所在	地番	林小班		<input type="radio"/> 経営管理実施権は設定しない。	
下松市大字来巻字牌追	10257-1	60-208-0		<input type="radio"/> 間伐に要する経費は乙が負担し、木材の販売収益が得られた場合には本経費に充当する。なお、森林環境譲与税等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には甲に利益を還元しない。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権は設定しない。)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。